令和３年度ＷＡＭ助成募集説明
（社会福祉振興助成事業）
通常助成事業について

このスライドは「募集要領」のポイントをわかりやすくまとめた資料です。

令和３年１月

独立行政法人福祉医療機構
ＮＰＯリソースセンター

ＷＡＭ助成の目的

国の政策動向や国民ニーズを踏まえ、ＮＰＯやボランティア団体が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるように必要な支援を行います。

WAM助成の仕組み

WAM助成は、制度の狭間にある福祉課題に対応する民間福祉活動を支援する公的助成です

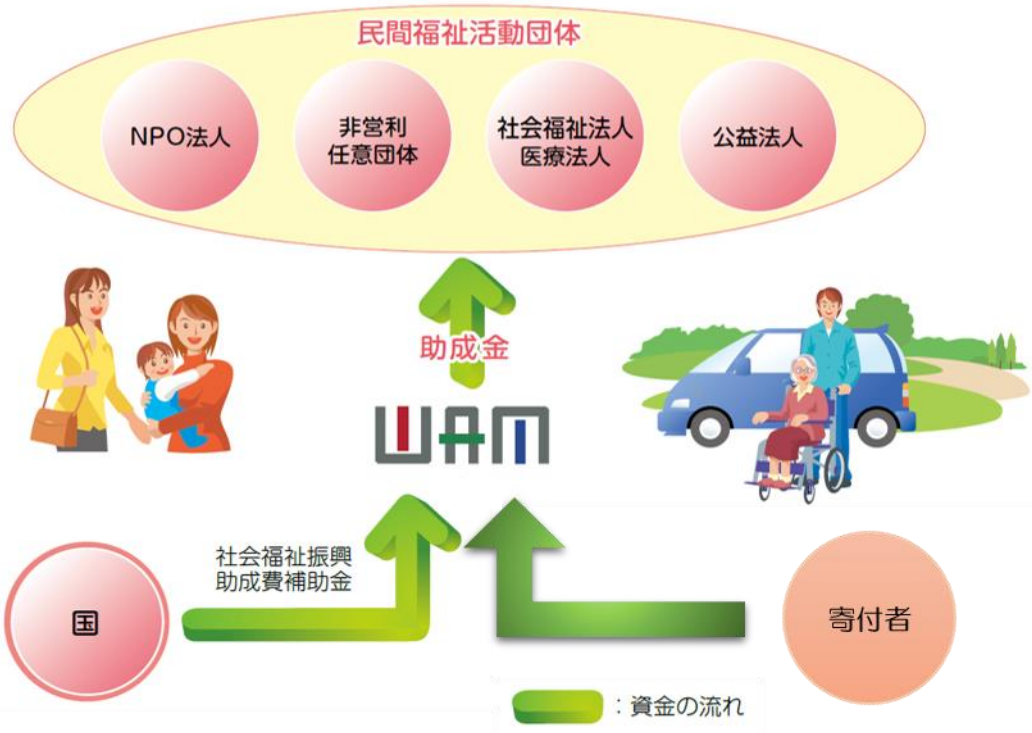

WAM助成（社会福祉振興助成事業）は国庫補助事業です！

☞　当該助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されますので、適正な執行が求められることとなります。

WAM助成の対象となる団体①

●特定非営利活動法人　●社会福祉法人　●医療法人

●公益社団法人、公益財団法人

●一般社団法人、一般財団法人（＊１）

●その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体（＊２）

＊１　法人税法上の非営利型法人の要件を満たす【助成対象となる事業の実施期間中に移行するものを含む】一般社団法人又は一般財団法人

＊２　次の要件をすべて満たすこと
- 役員（理事）を２人以上置いていること
- 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること

助成の対象とならない団体

① 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
② 過去に法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない団体
③ 監事を設置していない団体（定款等に監事の設置規定がないものを含む）

WAM助成の対象となる団体②

非営利型の一般社団法人及び一般財団法人の要件とは？

【非営利性が徹底された法人】
①余剰金の分配を行わないことを定款に定めていること
②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
③上記①及び②の定款の定めに違反する行為（上記①②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

【共益的活動を目的とする法人】
①会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること
②定款等に会費の定めがあること
③主たる事業として収益事業を行っていないこと
④定款に特定の個人又は団体に余剰金の分配を行うことを定めていないこと
⑤解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと
⑥上記①から⑤まで及び下記⑦の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
⑦各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

※非営利型でない一般法人が採択された場合には助成決定までに非営利型に変更していただくことが助成の条件となります。

WAM助成の対象となる事業

○　表の（1）又は（2）のいずれかの事業であり、かつ、P9・１０に掲げる助成テーマに該当し、応募団体が自ら主催する事業とします。

助成対象事業	（1）地域連携活動支援事業	（2）全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業内容	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業	全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること
助成金額（注）	50万円～700万円	50万円～900万円＊

＊なお、次のいずれかに該当し、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査･評価委員会が特に認める場合は、全国的･広域的ネットワーク支援事業において、2，000万円の範囲内で、上記助成金額を超えることができます。

･災害支援等十分な資金の確保が必要な事業を行う場合
･4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合

また、上記の事業であって新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業も対象とします。なお、当該事業のうち、「緊急的な対応が必要なもの」及び「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」に審査の重点を置きます。

新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業の重点化

New ！

○　令和3年度募集では、新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業も対象とします。

○　上記の事業のうち、「緊急的な対応が必要なもの」及び「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」について審査の重点を置きます。
（→審査において加点します）

（参考）連携・ネットワーク化のイメージ図

	＜活動の範囲＞	＜他団体との連携＞	＜事業実施形態＞
地域連携活動支援事業	**一つの**都道府県の範囲で	核となる団体（助成先団体）が、他の団体と連携や ネットワーク化を図り (多様な社会資源を活用し)	「A」という事業を、他の団体と連携（役割分担）して実施 (全体で「A」という一つの事業を実施)
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	**二つ以上**の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる範囲で		**あるいは** 「A」という事業を、核となる団体と他の団体が連携して、「A1、A2、A3…」というように、地域の実情に応じてそれぞれ(同時多発的に)実施

〈連携・ネットワークのイメージ〉

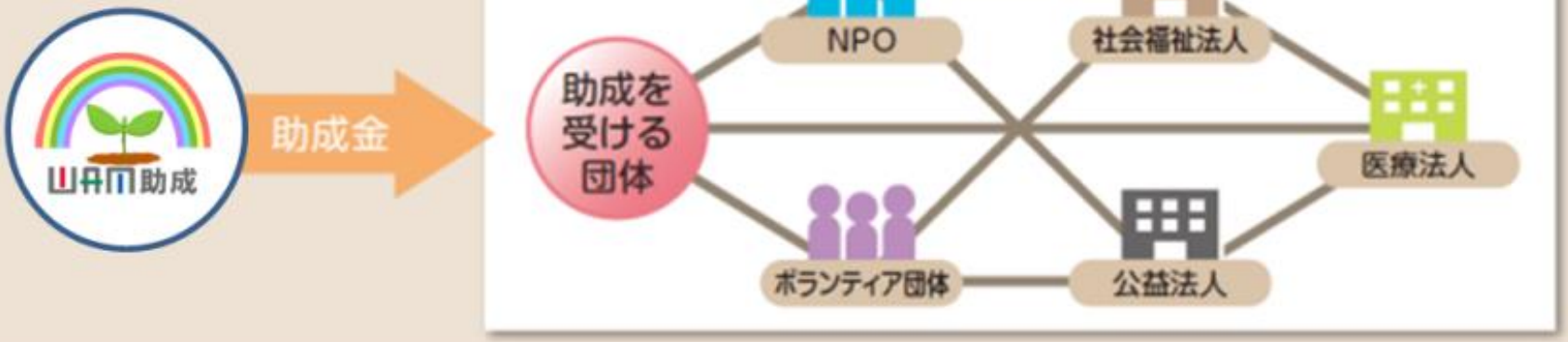

WAM助成の対象となるテーマ

令和3年度WAM助成においても、例年にひきつづき地域共生社会の実現を、地域や民間の側から積極的に推進します。

従来から対象にしてきた活動はもとより、「既存の制度の狭間にある福祉課題やニーズ」「地域特性に応じたきめ細かな活動」「分野横断的に取り組む活動」などに着目して募集を行います。

＜安心につながる社会保障＞

（１）安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業
（２）求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
（３）介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
（４）介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
（５）介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
（６）元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
（７）障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業

＜夢をつむぐ子育て支援＞

（８）結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
（９）妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
（10）子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
（11）出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
（12）出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
（13）希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
（14）子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

（参考）地域共生社会に向けた国の動き

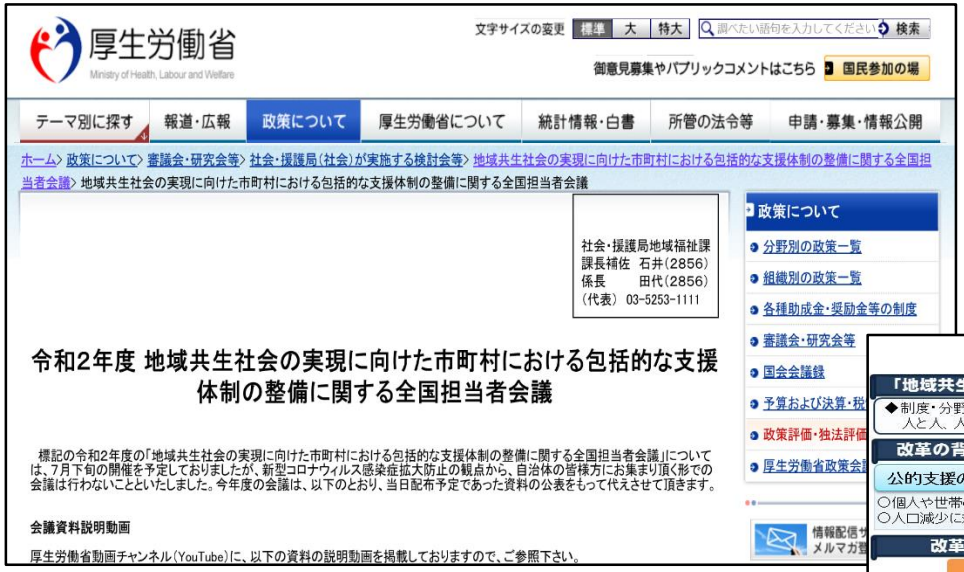

・令和2年度　地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html

・「地域共生社会」の実現に向けて（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html

WAM助成の対象とならない事業

助成の対象とならない事業

① 営利を目的とする事業

② 調査・研究を目的とする事業

③ 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成を受ける事業

④ 介護給付、自立支援給付など国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施し、補助・助成を受ける事業

⑤ 国または地方公共団体から委託を受けて行う事業

⑥ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業

WAM助成の対象となる経費・ならない経費

- 謝金※
- 旅費
- 借料損料（会場借料含む）
- 家賃
- 備品購入費
- 消耗品費（燃料費、食材費及び会議費含む）
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 賃金
- 委託費
- 保険料
- 雑役務費
- 光熱水費

※　助成対象経費のうち、負担上限額（助成金で負担できる上限額）が定められている経費がありますのでご注意ください。

（注）助成対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から助成の対象とならない場合があります。

助成の対象とならない経費

① 助成事業の実施期間外に発生した経費
　≪助成事業の実施期間≫　令和３年4月1日から令和４年3月31日まで

② 団体の運営経費（職員給与、役職員への報酬、本部の家賃や光熱水費など）

③ 助成事業の経費として明確に区分できない経費

④ 助成対象経費にはない費目（不動産購入費、施設整備費、修繕費など）

⑤ 助成事業で支援の対象となる方に対する金銭の支払い　　など

WAM助成の事業の流れ

WAM助成の応募から事業評価までの流れ

1月頃	応　募	募集要領や応募書類の様式を機構ホームページに公表のうえ募集開始
2～3月	審　査	外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において審査
4月頃	結果の通知	採択された団体へ通知を発送・・・4月上旬予定（審査結果を文書で通知）
5月頃	助成金交付の手続き	助成金の交付が必要な時期に合わせて所要の手続きを実施
5～6月	助成金の交付	助成金の交付を受け、適正に執行・管理
翌年4月頃	事業の完了	完了報告書の提出、助成金額の確定
翌年8～9月頃	事業評価	助成事業の完了後、審査・評価委員会及び事務局による事業評価を実施

＜応募期間＞
令和2年12月25日
～令和3年2月1日

・原則この期間の経費を助成対象とします。

・助成金交付前に必要となった経費は立替とし、のちに助成金を充当してください。

令和3年4月1日

助成事業の実施期間

助成金交付
5月～6月頃を予定

令和4年3月31日

≪助成事業の実施期間：令和３年4月1日から令和４年3月31日まで≫

☞ この助成金を受けて行う事業は、この実施期間内に終了する必要があります。

☞ また、助成事業に係る経費の支払いも、原則としてこの期間内に終了する必要があります。

応募の方法について

New ！

応募方法

STEP ①

≪機構HPから応募様式をダウンロードし、作成≫

※募集要領・要望書の記載例、Q＆Aを必ずご確認下さい。

STEP ②

≪応募フォームから応募書類を送信≫

・応募フォームに必要事項を入力してください。
・ステップ①で作成した要望書（Excelファイル）及び以下の２つの書類（PDFファイル）を添付の上、送信ボタンを押して登録することで完了となります。
⑴定款、寄付行為又は運営規約等
⑵応募時における最新の決算書（法人の場合には貸借対照表も必要）
※フォーム送信は原則一度のみとし、添付書類については、いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

提出期限

令和3年2月1日17:00まで

・添付書類のデータが大きく、添付書類を送信できない場合は、機構ＮＰＯリソースセンターにご確認ください。

・機構で要望書・添付書類を受信後、フォームに登録されたメールアドレスに受信確認メールを自動送信します（フリーメールの場合、自動送信が遅れる可能性があります）。受信確認メールが届かない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。

・締め切り間際はアクセスが集中し、つながりにくくなりますので、時間に余裕を持ってご応募ください。

審査方法及び審査項目

審査方法

・審査方法は基本的に書面審査（必要に応じてヒアリングを実施）
・選定は、機構事務局で整理の上、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で審査の上決定

審査項目

（１）事業実施体制　⇒活動実績・財務状況
　　実施者適性、連携・協働
（２）事業の目的、内容等の妥当性⇒事業の目的及び内容
　　計画の妥当性及び助成の効果
（３）費用対効果　⇒経費の妥当性
　　経費の合理性
（４）自立的継続性・将来発展性　⇒自立的継続性・将来発展性
　　助成の意義

留意事項

・過去の事業評価結果を踏まえ審査します。
・助成回数は、原則として連続3回までとします。
（連続4回目以降の法人等は上記審査項目（４）の審査得点の2倍はしません）

審査
得点
2倍！

NEW！
・新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題やニーズに対応する事業のうち、「緊急的な対応が必要なもの」及び「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」に２点加点します。

WAM助成利用にあたっての留意事項など（募集要領P.6，7）

＜助成にあたっての注意事項＞

（１）選定された団体については、「内定事務説明会」に参加していただきます（令和3年４月中旬に東京及び大阪の２会場での開催を予定）。そのため、内定事務説明会参加に係る旅費（事務担当者１名往復分）を要望額調書へ計上することができます。なお内定事務説明会の実施の可否は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて決定いたします。

（２）助成事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、助成金専用口座の開設、帳簿の作成（当機構指定のエクセル形式）により会計管理をしてください。
　また、助成対象経費にかかる証拠書類（帳簿類、領収書、振込書等）は助成事業完了後７年間の保管義務があります。

（３）助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、『独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業』の助成表示を必ず明記していただきます。

（４）助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。

（５）助成成果の普及のため、必ず助成事業をとりまとめた報告書の作成を行っていただくとともに、可能な限りＨＰやＳＮＳ等での積極的な広報活動をお願いいたします。なお、ＷＥＢ掲載や報告書での配布など事業の内容にあわせて最適な方法での普及をご検討ください。

（６）助成事業終了後、４月末までに、機構所定様式による事業完了報告、助成事業の経費にかかる領収書（写）、帳簿（当機構指定のエクセル形式）及び自己評価書の提出が必要になります。

（７）助成事業終了後、助成事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応をしていただくことが必須となります。

WAM助成利用にあたっての留意事項など （募集要領P.6，7）

＜留意事項＞

（１）この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。

（２）助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降５年間は、助成の要望を受け付けません。

（３）不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用し、その他規程等に違反する悪質な行為により、機構が助成の決定の取り消し等を行った場合は、以下の事項について公表を行うことがあります。

- 法人等の名称、所在地及び代表者氏名
- 事業の概要
- 不正の内容
- 交付決定の取り消し等の日、返還を命じた額及び返還状況

（４）これから法人税法上の非営利型の一般社団法人又は一般財団法人を目指す法人については、非営利型法人の要件を満たし、異動届出書の提出を確認したうえで助成の決定を行うこととします。

（５）他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。

（６）助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。

（７）ご提出いただいた書類は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

（８）ご提出いただいた顧客情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため

また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※顧客情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

WAM助成　通常助成事業　Q&A

コロナ禍での要望書の記載について

Q 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、実施できる事業が変わることも想定されます。要望書への記載はどのようにしたらよいでしょうか。

A 感染症拡大状況については、現時点では予見が難しい状況であると考えます。要望書への記載に関しては、団体さまが向き合おうとされている課題に対応するための、最も効果があげられると考えられる計画を記載してください。

コロナ禍では、計画時に捉えていた課題やニーズも、状況とともに変化することが十分考えられますので、そうした状況変化にも柔軟に対応していくことが期待されます。その際は、WAM担当者とともに計画変更の手続きを検討していくこととなります。

WAM助成　通常助成事業　Q&A

コロナ禍での計画変更について

Q　新型コロナウイルス感染拡大に伴い、計画時の事業実施が難しくなった場合、計画の変更は可能ですか。また、その事例があれば教えてください。

コロナ禍においては、計画時の事業実施が困難となるケースが予想されます。その際、状況の変化に即して、新たに生じた課題の解決に向けて計画を見直すこともあると思います。WAMにおいても、計画変更の相談に柔軟に対応します。

A　【計画変更の事例について】
・参集型の研修・フォーラムのオンライン化（機器購入）
・子ども食堂での食事提供を、フードパントリーや宅配へ切り替え

同一事業の取り扱いについて

Q

同一事業について、他団体の助成や行政からの補助・委託と同時に応募することはできますか。

A

同時に応募することは可能です。ただし、同一事業（※）について、複数の助成等が採択になった場合は、重複して助成を受けることはできません。この場合は、WAM助成か、他の助成等のいずれか選んでいただくこととなります。

（※同一事業とは事業内容が同じであり、かつ、時期又は事業実施場所等が同一であることをいいます。）

テーマ（1）「地域共生社会」の事業内容について

Q

テーマ（1）「安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業」とは、どのような内容でしょうか。

A

地域共生社会のテーマ範囲は広く、福祉の政策領域のほか、保健、医療などの社会保障領域、さらに、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、自殺対策など対人支援領域全般にわたります。テーマに記載している「包括的な支援」には、いわゆる国が掲げている「重層的な支援（※）」の意味合いを含んでいます。なお、当テーマの採択事業例は以下のとおりです。（※令和3年度より自治体が任意事業として行う「重層的支援体制整備事業」の補完や定着に向けた事業も対象となります。）

（参考）【過去の「地域共生社会」テーマの事業例】

・難民が安心安全に地域社会で暮らせるための支援活動とセクターや地域を越えたパートナーシップの促進事業
・認知症カフェとワンデイシェフの協働で常設型カフェを継続する事業
・過去に非行を行った若者等を対象とした再非行防止アフターケア強化促進事業
・被災者の孤立を防ぐ個別的支援とコミュニティ力向上事業

資金計画立案時の注意点について

Q 助成申請にあたっての資金計画の立案において注意する点はありますか。

A 注意点について、2つ回答いたします。
①これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模で資金計画を立案すること。

②助成期間終了後の事業の継続を念頭に置き、継続に向けた内容を事業計画に含めたり、一定規模の自己資金を盛り込んだ資金計画を検討すること。

留意事項

・この募集説明動画にてご紹介したもの以外のＱ＆Ａについては、ＷＡＭホームページに掲載していますので、必ずご一読いただきますようお願いいたします。

・通常助成事業とモデル事業でそれぞれ１団体１事業ずつご応募いただけます。採択については、通常助成事業又はモデル事業のいずれかとなります。

モデル事業について

通常助成事業とは別に、モデル事業の募集も行っています。

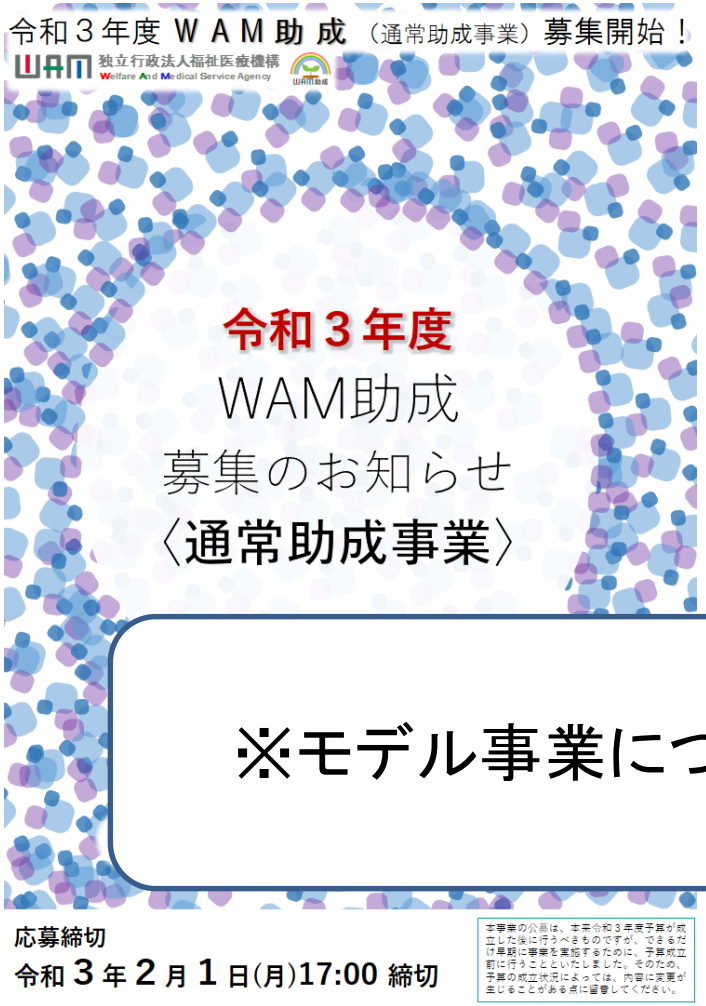

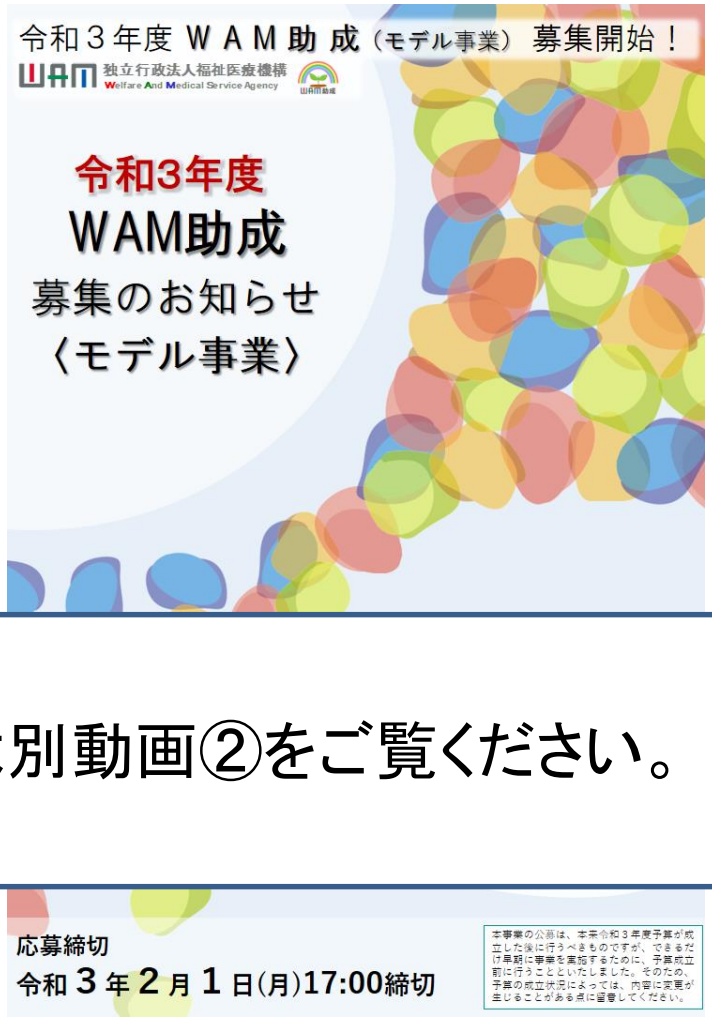

※モデル事業については別動画②をご覧ください。

WAM助成の相談窓口のお知らせ

WAM助成では、助成金のご応募をお考えの方のために助成相談窓口を常設しています。

ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

≪お問い合わせ先≫

①電話
TEL 03-3438-4756
≪受付時間≫　月曜日～金曜日　9:00～17:00（土日祝祭日を除く）

②メール
WAMホームページ「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

※直接面談は、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、受付を停止しています。

優良事例紹介について

以下、参考資料です。

次ページ以降、ＷＡＭ助成を受けて実施した
優良事例をご紹介します。

この内容は、令和3年1月に
ＷＡＭホームページにおいて
公開予定の事業評価報告書
に掲載する予定です。

※1事業を２スライドに渡り、
　まとめています。

特に優れた事例紹介（アール・ド・ヴィーヴル）

重度障害者のための創作活動と地域支援者育成事業

認定NPO法人　アール・ド・ヴィーヴル

◆助成テーマ：障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業
◆助成区分：地域連携（神奈川県小田原市）
◆助成金額：4,024千円

○ 事業概要

自らの意思で動くことに困難が伴う重度障害のある方は、日常的に家族への遠慮から孤立を抱え、我慢せざるを得ない状況がみられる。そこで重度障害のある方自身が、自己表現を通じて社会とのつながりをつくることを目的に、車いすに乗ったまま描く独自の方法によるアートワークショップの開催や養護学校や障害者施設等へのアウトリーチの手法を用いたワークショップの企画、当事業で制作した作品の展覧会やアート活動のコンセプトブックの制作等、多様な手法により、障害のある方にとっての創作活動の意義や社会課題の共有を図った。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

① **重度障害者のためのアートワークショップ**
　重度障害者を対象としたアートワークショップ、スタッフの人材育成を実施。ワークショップで描いた絵の展覧会を駅前で開催。
・6月～12月　全16回実施（目標：全15回）
・ワークショップ参加者　延べ80名（目標：50名）

② **アウトリーチ**
　養護学校及び障害者支援施設の入所者を対象にアートワークショップをアウトリーチとして実施。
・年4回開催（目標：年3回）
・重度障害者の参加　延べ73名（目標：50名）

③ **生活介護事業所への視察研修**
　重度障害者のアート活動の支援スキル向上を目的に、視察研修を実施。国内で先駆的な取り組みをしている２団体を視察。
・参加者　合計6名（目標：7名）

④ **コンセプトブック作成**
　当団体7年間の活動の軌跡と障害者にとっての創作表現の意義などを、関係者へのインタビューを交えて作成。
・2,400部作成（目標：2,000部）

特に優れた事例紹介（アール・ド・ヴィーヴル）

○ 取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

●専門職・他団体との連携

すべてのアートワークショップに、アートディレクターを派遣し、ファシリテートを担当してもらい、生活支援員と共に全般的に創作支援に携わってもらった。今事業を通して、養護学校や障害者支援施設と新たな連携もでき、アート活動の意義や問題意識を共有することができた。

●今後の事業展開を見据えた人材育成

特別支援学校や身体障害の入所施設でのアウトリーチでは、普段の学習や生活介護施設では行ったことのないダイナミックな活動を実践した。その実践から、教諭や支援者が障害の重い方たちに表現の力があること、アートがコミュニケーションのひとつになることを学ぶことができ、支援スキルの向上につながった。

○ 事業の成果(アウトカム・インパクト)

●重度障害のある方への効果

アートワークショップでは重度障害のある方が主体性をもって表現する姿がみられた。自分の要求が通じていることに喜びと歓喜の声をあげ、表情も明るくなり高揚しているのが見 て取れた。また、保護者から、毎晩あった自傷行為がワークショップを受けた夜はなかったという報告もあった。

●地域社会の反応

小田原市と共催で展覧会を開催し、市長や行政関係者を含め、700名を超える来場者があり、タウン誌等3社からの取材も受けた。事業実施後のアンケート結果から、保護者、教員、福祉施設スタッフの表現活動に対する価値観も大きく変化したことが確認できた。

○ 評価者より

ワークショップの開催により、創作活動を実際に体験してもらうことができた点、また、特別支援学校や障害者支援施設のように、体験の幅を広げることが難しい組織の中に入り込んで創作活動を体験してもらえた点は評価できます。また、成果物であるコンセプトブックは理念や活動内容を伝える目的には適していると考えます。
有意義な事業であるので、現在の地域を中心に、活動が更に広がることを期待します。

特に優れた事例紹介（ハーフタイム）

生きづらさを抱えた子どもたちへの多機関団体連携型寄り添い支援事業

特定非営利活動法人　ハーフタイム

◆助成テーマ：希望する教育を受けることを阻む経済事業など様々な制約の克服に資する事業

◆助成区分：地域連携（東京都葛飾区）

◆助成金額：2,294千円

○ 事業概要

貧困、虐待、いじめなど様々な生きづらさを抱え、自尊感情が低く、将来に対して消極的になってしまっている子どもたちが「自立する力」を身につけられるようにすることを目的に、地域における多様な関係機関と連携しながら、主として大学生ボランティアの協力を得て拠点型及び個別対応型での一貫した包括的・長期的な寄り添い支援を実施。また、それら寄り添い支援の体制がこれまで以上に充実及び持続可能なものとなるように、団体の運営基盤体制を強化する事業を実施した。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

①　生きづらさを抱えた子どもの第三の居場所づくり事業

子どもが安心できる居場所づくり及び生きる力の醸成を図る（生活相談、学習支援、食事提供）とともに、関係機関と連携して保護者への支援を含めた生活環境の改善を実施。

・子ども延べ28名、保護者延べ2名
（目標：子ども延べ100名）

②　生きづらさを抱えた子どもへの個別の寄り添い事業

葛飾区内で子どもと信頼関係を構築し、生きづらさを軽減し、生きる力の醸成を図るべく、SSWや子ども総合センターを始めとした関係機関と連携して、個別の寄り添い支援を実施。

・子ども延べ436名、保護者延べ55名
（目標：子ども延べ100～150名）

③　子どもたちの社会的自立や健全育成に関する情報提供事業

当団体の知恵や知識を共有するため、HP等の充実を図るとともに、講演会を開催。関係者への情報提供や課題に対する個人・企業の理解を高め、当団体の活動への新規参画者・寄付者の発掘を図る。

・参加者　延べ86名
（目標：関心のある個人・企業など140名）

特に優れた事例紹介（ハーフタイム）

○ 取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

●積極的に関係機関・他団体と連携

ボランティアスタッフとともに寄り添い支援を実施すると共に、学校や行政など関係機関と役割分担を行い、重層的な支援を展開することができた。今事業を通して、新たな連携体制も構築することができた。

●効果的な広報活動

講演会開催前に、区役所関係部局、区議会、他団体などに対してチラシ・Facebook・メール等で幅広く広報したことにより、多数の関係者の来訪につながった。また、すでに当団体を知っている関係者へのアプローチを強化したことにより、クラウドファンディングのマンスリーサポーターを増やすことにもつながった。

○ 事業の成果(アウトカム・インパクト)

●子どもたちの変化

生きづらさを抱えた子どもたちに好転的な変化があった。不登校で外出機会がほとんどなかった子どもが「学校に行きたい」と自ら述べるようになり、週に１回の登校ができるようになった事例や、ほぼ無言で時には暴れていた子どもが関係性を構築したことにより、暴れることなく話すようになり社会参加につながった事例等、多数の子どもに変化が見られた。

●社会課題を広く発信する機会を獲得

主催した講演会を通して、「東京都子供・若者計画（第二期）」を取りまとめる東京都の担当課とつながることができ、子どもたちの現状や寄り添いの本活動が事例として取り上げられた。

○ 評価者より

公的機関でも対応に苦慮する、環境課題のある児童に対し、民間団体としての特質を活かした寄り添い的支援を実施しました。また、団体の活動が「東京都子供・若者計画（第二期）」に事例として取り上げられるなど、行政と協力関係を保ちながら進めていることも高く評価できます。

特に優れた事例紹介（在日ブラジル人を支援する会　サビジャ）

在日ブラジル人のこころの健康および教育支援

特定非営利活動法人　在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）

◆助成テーマ：安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業

◆助成区分：全国広域（東京都世田谷区）

◆助成金額：7,667千円

○ 事業概要

在日ブラジル人及び子弟は、言葉の壁があり、日常生活に必要な情報を入手できず社会から孤立する傾向にある。そこで、在日ブラジル人及び子弟が地域社会で安心して生活し、地域社会と良好な関係を築くため、ブラジル人心理士によるポルトガル語の心理相談を実施。ポルトガル語による教育サポートも新たに始め、当団体心理士・学校・保護者と３者で連携してサポートを実施した。また、在日ブラジル人の集住地域がある自治体で心理相談、医療相談、法律相談等のワークショップを開催した。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

①　在日ブラジル人向け心理相談事業

ブラジル人心理士によるポルトガル語の心理相談を面談やオンラインにて実施した。また、ポルトガル語による児童への教育サポートも実施した。

- オンライン相談　902件（月100時間）
- 対面相談　21件（愛知県新城市　月１回）
  4件（茨城県常総市　隔月１回）
  17件（出張相談　6ヶ所）計24回
- 児童への教育サポート　7ケース

②　在日ブラジル人向けワークショップ事業

ポルトガル語による医療支援を行っているNPO、弁護士協会などの機関へ協力を要請し、医療相談、日本語教育相談、法律相談を在日ブラジル人の集住地域がある島根県及び福井県で実施した。

- 島根県出雲市：2019年　9月15日（日）参加者26名
- 福井県越前市：2019年11月24日（日）参加者21名

特に優れた事例紹介（在日ブラジル人を支援する会　サビジャ）

○ 取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

●ニーズに沿った支援

心理相談事業の予約はSNSで24時間受付け、相談時間は午前・午後・夜間の３体制にした。また、オンライン相談が難しい子どもには学校内で対面での面談を行った他、希望に沿えるよう男性心理士と女性心理士を配置するなど、支援者のニーズに沿ったサービスが提供できるよう体制を整えた。

●関係機関との連携強化

事業実施にあたり、医師や教育相談員などの専門家の派遣、データ提供など多くのNPO諸団体から協力を得られた。事業実施後には、在日ブラジル人を支援するNPO諸団体のネットワークの構築に至った。

○ 事業の成果(アウトカム・インパクト)

●在日ブラジル人家族への効果

相談時間帯の枠を広げたこと、継続的な支援を行うことで、相談に対する満足度が向上した。また、学校で支援が必要な児童へのサポートに当団体が加わることで、学校と保護者の連携が強化され、学校と保護者間の意思疎通がスムーズになった。

●制度化に向けて

ブラジル人集住地域の市役所内で心理相談を開始した。制度化（市の予算化）に向けて市役所担当部と当団体間で調整を進めている。

○ 評価者より

専門性の高い活動内容であり、行政からも事業委託の検討が打診されるなど、地域においても信頼の厚い活動が展開されている点を評価します。令和２年度は引き続き、ポルトガル語の教育サポート窓口のマップ作成、ブラジル人心理士向けワークショップの開催など、活動分野を超えた広がりづくりを積極的に展開しており、今後も継続して取り組まれることが期待されます。

特に優れた事例紹介（ひとり親家庭福祉会ながさき）

フードバンクシステムによる、ひとり親家庭生活困窮世帯への「宅（食）所」「健康」「相談」総合支援事業

一般社団法人　ひとり親家庭福祉会ながさき

◆助成テーマ：安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業

◆助成区分：地域連携（長崎県長崎市）

◆助成金額：7,000千円

○ 事業概要

今まで支援をしてきた子ども達の中には、人間関係が上手くいかず、自己肯定感が低下し自尊感情が喪失している場合が見られた。これは、保護者の生活スタイル・養育力などの生活環境に大きく影響されている場合が多い。ボイスレス（ＳＯＳが出せない）の家庭への食材提供や、企業・病院・行政等と連携して総合支援のシステムを作るとともに、「宅（食）所」「健康」「相談」機能を持ち合わせた「何でも話せる居場所」作りを行った。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

① フードバンクシステムの組織化

県内外の企業を回り、食品ロスによる食糧の定期的な提供に合意を得るとともに、ひとり親家庭・生活困窮世帯に対しては、LINEにより食材提供情報をいち早く伝えた。また、ホームページを作成し、居場所に来られず、相談が困難な親子がインターネットで食材、雑貨等を確保できる機能を備えたシステム（つなぐBANK）を構築した。

・年間を通して随時実施

② 宅所「居場所」への食材提供

子ども食堂に行くことが出来ないひとり親生活困窮世帯へ食材提供を行う。自宅に届ける宅食では困り事が見えないため、居場所に取りに来てもらうスタイルとしたことで様々な支援を行った。居場所について対外的に周知しないことで利用者が気軽に相談できる空間を作った。

・ひとり親家庭生活困窮世帯　延べ 321世帯 953人

・子ども食堂関連学童保育･学習支援　延べ 11ヶ所 510人

③ 宅所での「健康」「相談」「学習」ソーシャルワーク支援

来所した利用者に対し、健康や進学の相談、弁護士による養育費や財産分与といった専門相談を実施した。

・宅所相談：25人30件　ほかLINE等でも実施

特に優れた事例紹介（ひとり親家庭福祉会ながさき）

○ 取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

●他機関・他団体との連携

企業・行政・団体・病院・医師・弁護士との運営会議を毎月開催したことで、各関係機関との連携をスムーズに取ることができた。また、活動により地域の課題解決ができることを県内外の企業に説明したことで、継続的な協力を得ることができた。

●効率的に事業を実施

在庫を管理するトレサビリティーシステムや「買い物機能」を備えたシステムを作ることで、食糧を無駄なく確実に必要な人へ届けることができた。またLINEを活用することにより、事業をスムーズに実施し、支援につなげやすい状況を作ることができた。

○ 事業の成果(アウトカム・インパクト)

●ひとり親家庭・生活困窮世帯の方への効果

食材等を提供する中で顔を覚えるようになり、初めは当団体から声をかけていたが、今は利用者のほうから「〇〇のことを知りたい」など、声をかけてもらえるようになった。あわせて、LINEの利用により、相談や質問事項に対して迅速に回答でき「こんな事を聞いてもよいのかな」と思う方も気軽に相談ができることで、事業の信頼につながった。

●制度化に向けて

「つなぐBANK」のシステムが長崎県の子どもの貧困対策総合事業の3年間の施策になった。そのため、令和２年度から「長崎県子どもの貧困総合相談窓口」が新たに設置され、「つなぐBANK」との連携として委託を受けることになった。

○ 評価者より

対象としている方々の課題分析を経て、フードバンクというシステムを特定の場所（宅所）に足を運んでもらうという形態で実施したことにより、食糧支援を受けながら、相談をしやすくする工夫がされている点を評価します。自治体も活動を評価していることから、今後さらに事業委託を受けられるよう実績を築いていかれることを期待しています。

特に優れた事例紹介（ReBit）

全国で「地域リーダー」としての LGBT若手研修講師育成モデル事業

特定非営利活動法人　ＲｅＢｉｔ

◆助成テーマ：安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業

◆助成区分：全国広域（東京都新宿区）

◆助成金額：3,990千円

○ 事業概要

LGBTの子ども達が健やかに安心して成長できることを目的に、「地域の課題を解決する、地域のリーダー」としての研修講師の育成および地域への定着を支援する事業。「マイノリティ人財」にリーダーシップ育成を行うプログラムであり、この育成モデルを構築し、中長期的には他の人権問題に取り組む団体へノウハウを提供することで、多様な人財が地域で活躍できるようになることをめざした。

○ 事業内容・実績（アウトプット）

① LGBT講師入門講座

LGBT講師志望者のため、多様な性に関する基礎知識の説明方法や対象者別ワークの実施方法等、講演入門講座を実施した。

- 年７回（目標：年２回（およびフォローアップ））
- 延べ人数　78名（目標： 40名）
- 都内３箇所とオンラインにて開催
  （目標：都内1箇所、オンライン）

② LGBT講師実地研修

LGBT講師志望者がReBit職員とともに研修講師を務める実地研修（学校・行政・企業等のオンザジョブトレーニング）を実施。

- 年92回開催（目標：年100回）
- 延べ人数　107名（目標：100名）

③ LGBT講師ステップアップ講座

LGBT講師志望者が自立的に講演できるようにするとともに、研修の質を向上させるための講座を実施。

- 回数　120回（目標：20回）
- 延べ人数　234名（目標：100名）
- 都内２箇所およびオンラインで開催（目標：都内１箇所およびオンライン）

特に優れた事例紹介（ReBit）

○ 取り組みの工夫（事業実施体制・プロセス）

●事業実施期間中の継続的な改善

参加者から意見を聞く場を月１回以上設定し、PDCAのサイクルを早めた。それにより、上半期は外部の人材による集団メンタリングと集団コーチングを行い、下半期はReBit職員による個別面談を中心に行った。結果、LGBT講師志望者の現状と課題およびニーズを的確に把握することができるなど、成果の高まりにつながった。

●広報活動における連携

全国180以上の団体と連携して参加者の募集にかかる広報を実施した。これにより、9つの地域から延べ552名の参加があった。

○ 事業の成果(アウトカム・インパクト)

●地域や社会に与えた影響

LGBTに関する研修を全国の学校・行政等に対し実施し、延べ17,634人の理解促進につながった。さらに、講座等の修了生が各地で団体を立ち上げたり、研修講師として活躍をしており、LGBTの子どもたちが健やかに安心して成長できるよう地域に貢献している。また群馬、埼玉、神奈川県などからLGBTに関する研修の依頼もみられた。

●新たに明らかになった課題

LGBTの当事者・支援者団体がない地域や研修講師がいない地域があるため、全国的な仕組みの構築を目指し、研修をオンライン化する等により、これまで参加しづらかった人や地域にもリーチすることを目指す。

○ 評価者より

本事業を通じて知見を身に着けた卒業生が地域に戻り、LGBTの団体を立ち上げたり、母校で講師を務めたりする等、当初の目標通りLGBT課題を解決する地域リーダーの育成に寄与している点は、高く評価します。また、講師の育成の中で啓発活動も行うことで、社会の認識の変化にもつながっています。

本事業を通じて得たリーダーシップの育成プログラムのノウハウを活かして、LGBT講師の育成のみならず多方面での育成プログラムが確立されていくことを期待します。